

公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社役員及び評議員の報酬等及び費用
に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社(以下「公社」という。)定款第16条及び第33条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等 報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用 職務の遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む。)、交通費、通勤費等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 公社は、役員及び評議員に対し、職務遂行の対価として報酬等を支給する。

- 2 理事長の報酬は、月額とする。
- 3 理事長以外の役員及び評議員の報酬は、日額(監事にあつては、日額又は対応時間に応じて定める額)とする。
- 4 役員及び評議員が退任する場合において、連続して8年以上在任し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者について、退任記念品又は記念品料(以下「退任記念品等」という。)を支給することができる。

(報酬等の額)

第4条 役員の報酬等の額は、別表第1のとおりとする。

- 2 評議員の報酬等の額は、別表第2のとおりとする。

(報酬等の支給日)

第5条 理事長の報酬の支給日は、毎月21日(その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日)とする。

- 2 理事長以外の役員及び評議員の報酬は、会議出席又はその他の職務の都度、支払うものとする。
- 3 退任記念品等は、定時評議員会終了後(辞任又は死亡により退任する場合は、別に定めるとき)に支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、その全額を通貨又は物品で、直接本人に支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員及び評議員が報酬等の全部又は一部につき、指定する本人名義の金融機関口座への振込みを申し出た場合には、その方法により支払うこ

とができる。

3 第1項の規定にかかわらず、法令の定めるところにより控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬等からその金額を控除して支給する。

4 死亡により退任した役員及び評議員に対する退任記念品等は、法定相続人に支給する。

(日割計算)

第7条 新たに理事長になった者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長が退任(次項を除く。)し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 理事長が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、10日を基礎として日割によって計算する。

(費用)

第8条 公社は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払い、又は前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 役員及び評議員が公社の業務のため旅行したときは、旅費を支給する。

3 前項の旅費の額及び支給方法は、薩摩川内市職員等旅費の支給に関する条例(平成16年薩摩川内市条例第60号)の例による。ただし、日当、宿泊料及び食卓料については、別表第3のとおりとする。

(公表)

第9条 公社は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第20条第1項の報酬等の支給の基準として、公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(その他)

第11条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月24日から施行する。ただし、施行日に理事長の職にある者の月額は、改正前の規定を適用する。

附 則

- 1 この規程は、評議員会の議決の日（令和5年3月30日）から施行する。
- 2 非常勤の役員等の出會手当及び旅費に関する規程は、廃止する。

別表第1（第4条関係）

役員名	報酬等の額
理事長	月額10万円
副理事長	(1) 会議出席 日額4,700円 (2) その他の職務（決裁又は理事会等に付議する議案説明等への対応） 日額2,000円
理事	会議出席 日額4,700円
監事	(1) 会議出席 日額4,700円 (2) その他の職務（会計指導等） 1時間当たり6,000円（1日当たりの最高額15,000円）
役員	退任記念品等 10,000円

別表第2（第4条関係）

評議員の報酬等の額
(1) 会議出席 日額4,700円 (2) その他の職務（評議員会等に付議する議案説明等への対応） 日額2,000円 (3) 退任記念品等 10,000円

別表第3（第8条関係）

日当 （1日につき）	宿泊料（1夜につき）			食卓料 （1夜につき）
	県外	県内	市内	
4,700円	13,100円	11,800円	9,800円	2,600円